平成２２年（フ）第７３８４号
埼玉県八潮市大字大瀬434－１
債務者　村上　貴広
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３８８号
東京都江戸川区南小岩６丁目28－９－301
債務者　宇井野　綾
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３８９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町509―201
債務者　齋藤　弘子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３９１号
東京都港区芝大門１丁目１―34―603
債務者　石原　信之
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３９３号
埼玉県戸田市笹目南町18－７石川方、住民票上の住所秋田県秋田市河辺岩見字萱森63
債務者　鎌田　　亙
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３９８号
東京都江戸川区大杉２丁目13―２―102
債務者　渡邊　雄一
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４０７号
東京都武蔵野市八幡町３丁目７―25
債務者　角井　直昭
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４０８号
東京都八王子市滝山町２丁目53
債務者　松宮　義之
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４０９号
東京都八王子市滝山町２丁目53
債務者　松宮　優子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１０号
東京都文京区目白台３丁目８―10
債務者　相澤　京子（旧姓鶴島）
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１１号
東京都荒川区町屋１丁目20―20―302
債務者　池田　　肇
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１２号
千葉県市川市本北方１丁目37―10
債務者　森岡　進也
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１３号
東京都八王子市松が谷９－２―505
債務者　近藤　　勝
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１４号
千葉県千葉市稲毛区天台４丁目６―22
債務者　室井　寛人
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１５号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目417―２―205
債務者　後藤　文男
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１９号
千葉県船橋市大穴北４丁目29―10
債務者　佐々木邦利
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部